

令和4年3月29日

厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件

一般社団法人
日本ホテル・レストランサービス技能協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より技能検定試験並びに当協会の運営につきまして、多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

先般、当機関においての技能検定の手数料の額が一部改定予定となるお知らせをいたしました。この件につきまして下記の通り厚生労働大臣より改正告示されました。

レストランサービス技能検定試験を受検される皆さまにおかれましては、何卒、ご了承の程よろしくお願い申し上げます
敬具

記

指定試験機関の受検手数料の見直しについて、令和4年3月24日に改正告示（厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件）が公布されましたのでお知らせいたします。

1 技能検定「レストランサービス職種」2級について

- (1) 手数料の額 実技試験 13,000 円（増加額 2,500 円）
- (2) 適用時期 令和4年4月1日以降に実施の実技試験より適用する。
(当該試験に係る受検申請の始期は令和4年4月1日以降であり、同日以降の手数料の納付から適用する。)

2 技能検定「レストランサービス職種」3級について

- (1) 手数料の額 実技試験 10,000 円（増加額 2,000 円）
- (2) 適用時期 令和4年4月1日以降に実施の実技試験より適用する。
(当該試験に係る受検申請の始期は令和4年4月1日以降であり、同日以降の手数料の納付から適用する。)

以上

また、既にご連絡しておりましたパブリックコメントについても、意見募集の結果が以下アドレスに公示されましたので併せてご連絡いたします。

【パブリックコメント結果公示】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210384&Mode=1>